

**問 18歳以上に選挙権が付与されるこ  
とへの教育委員会の対応について**

答 小学校では、6年生社会科において、選挙および国民主権について学習している。中学校でも、社会科の授業で選挙制度や投票に関する学習を行っている。また、日吉中学校では、模擬投票研修を実施した。また、児童会・生徒会役員選挙を通して、選挙の重要性や公正性について学習指導している。

**【地方創生への取り組みについて】**

**【総合戦略策定の時期と体制、どのような事業を予定しているか。】**

答 総合戦略の策定時期は、平成28年3月の予定である。体制については、まず役場内部の組織として、各課の課長補佐・係長級で構成する総合戦略策定委員会と課長級の行政企画委員会で検討し、さらに外部組織として産業、教育、金融、医療等さまざまな分野の方で構成された外部委員会を組織し、検討する予定としている。事業としては、平成27年度は「ブレミアム商品券発行事業」「空き家利用の移住促進事業」「地元商品の商品力強化・販路開拓事業」「ふるさと名物商品事業」「鬼のまちづくり事業」を実施する予定である。

**【町独自の取り組みと、どのように活性化すると考えているか。】**

答 現在、総合戦略を策定中であるので、現時点で具体的に答弁することは控えさせていただきたい。

**問 複数市町間の連携について**

答 南予地域事業承継先紹介支援に係る官民連携事業を南予9市町の連携事業として計画している。

事業内容は、各市町が金融機関、商工会等による組織体を構築し、企業等と話し合い、人材紹介会社と連携し、全国から経営者候補を募集・マッチング等を行い、U.I.Jターンや経営革新を促進するというものであり、平成28年度から事業が動き出します計画である。

問 町長の意気込みについて

答 町長に課せられた使命は町を発展させ、そして町民の皆さまの安全を守り、豊かな暮らしの実現に全力を尽くすことである。地方創生事業もそのための施策の一つであり、真剣に取り組んでまいりたい。

**【マイナンバー制度について】**

**【情報漏えいの危険性と、その対応について】**

答 制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止している。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっている。

次に、システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といつたように分散して管理することになつてている。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにする、システムにアクセスできる者を制限するほか、通信の暗号化を行う。個人番号利用事務で使用する情報システムが接続するネットワークは、インターネットにされたネットワークからは分離することとなつており、当町では現行のシステムで対応できる

状況である。

**問 どう変わるのか、メリットについて**

答 社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを連結させて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間に迅速かつ確実にやり取りすることができるようになる。

**問 進捗状況について**

答 情報システムについては、電算業者がマイナンバー対応のシステム改修作業を進めており、関連条例については、本議会において「鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例」および「鬼北町手数料条例の一部を改正する条例」を上程している。住民への周知については、ホームページ、広報および回覧文書等にて実施しており、さらに愛媛県と共に催事業者向けマイナンバー説明会も実施する予定である。

**問 町内のAED設置箇所について**

答 AEDは、総務課危機管理係の所管分と教育委員会の所管分および鬼北町以外の機関が所管するものがあり、全体で町内57カ所に設置されている。そのうち40カ所が鬼北町所管分である。

**【AEDについて】**

答 消防署によると、平成26年度における講習会は37回実施され、合わせて1,227人の方が受講されている。小中学校については消防署に依頼し、年に1回から3回、保護者・教職員・児童を対象に講習会を実施するとともに、養護教諭が教職員に講習を行う学校もある。また、B&G海洋センターの職員についても定期的に講習会を実施している。その他一般に対しては、消防署や女性消防隊などの有資格者が不定期に機会をとらえて行つてている。

たものと確認できると考えている。ただし、転送不用扱いで送付されるため、その場合は各市町村が個別に対応することとなつていて。なお届かなかつた場合等のトラブルについてはマイナンバー制度コールセンターで対応する予定である。

**問 休日や夜間の対応について**

答 地方公共団体情報システム機構において、平成27年10月5日時点で住民票に記載されている住民にマイナンバー通知カードが作成され、住民票の記載地に簡易書留で郵送されることとなつており、本人が受け取つたものと確認できると考えている。

**問 マイナンバー通知カードの送付方法について**

答 そもそもAEDは、学校や体育館など、児童生徒や一般公衆が多数集まる場所に重点的に設置されているが、そうした施設が休日や夜間等で閉鎖されている中でAEDが必要となる事態が生じる可能性は非常に低いと思われる。